

# 宮城県公報

宮 城 県  
行 政 部 総 務 課  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規

則

(循環型社会推進課)

一

ページ

## 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第七十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十三年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

- 第二条中第三十一号を第三十三号とし、第十九号から第三十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第八号中「第五条の八第一項」の下に「(省令第五条の十の十において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同号を同条第二十号とし、同条第十三号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十二号中「第五条の九の二第一項」の下に「(省令第五条の十の十二において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同号を同条第十四号とし、同条中第五号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。
- 五 法第九条の三の三第一項の届出書 様式第三号の二
- 六 法第十五条の二の五第二項の届出書 様式第三号の三
- 様式第三号の次に次の二様式を加える。

様式第3号の2 (第2条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力		m <sup>3</sup> /日 ( ) 時間 t/日 ( ) 時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間
△ 一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方法	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴う排水及び排出物の量	
	処理方法の排出物の性状	
	設計・施工・運転・保守等に関する事項	
※ 事務処理欄		

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

(第3面)

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住	所

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合）

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住	所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所



様式第3号の3 (第2条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書	
<p>宮城県知事 殿</p>	<p>年 月 日</p>
<p>届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項の規定により、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物の処理を開始したので、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	<p>年 月 日 第 号</p>
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	<p>m<sup>3</sup>/日( )時間 t/日( )時間 m<sup>3</sup>/時間 t/時間</p> <p>埋立地の面積 m<sup>2</sup> 残余の埋立容量 m<sup>3</sup></p>
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含む。)の見込み	
※受 理 年 月 日	
※事 務 処 理 欄	
<p>備考</p> <p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理施設に係る省令第12条の5に規定する許可証の写し</p> <p>(2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類</p> <p>イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類</p> <p>ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類</p> <p>ハ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類</p> <p>ニ 政令第5条の9に規定する認定証の写し</p> <p>ホ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類</p>	

様式第九号中「第9条の3第11項」の「又は同法第9条の3の3第3項」を加える。  
様式第十二号中

「 申請者 名 称  
代表者の氏名  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。」

を

「 届出者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項(同法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。」

を

改める。

様式第十五号の二中「第15条の2の5」を「第15条の2の5第1項」に

「 二 政令第5条の9に規定する認定証の写し  
」

を

「 二 政令第5条の9に規定する認定証の写し  
ホ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類  
」

を

改める。

様式第十五号の三及び様式第十五号の四中「第15条の2の5」を「第15条の2の5第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年八月六日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、それぞれ改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。